

「オーストラリアのタスマニア産さくらんぼの生果実に関する植物検疫実施細則」（平成17年3月10日16消安第9372号消費・安全局長通知）
一部改正新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）別表2の付表第44のオーストラリアのタスマニアから発送されるさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件（平成17年3月10日農林水産省告示第451号。以下「告示」という。）1の（1）に規定するものに係る植物検疫の実施については、告示で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。なお、告示1の（2）に規定する生果実に係る植物検疫の実施については、オーストラリアのタスマニアの指定生産地で生産されるさくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則（平成20年11月28日20消安第8604号消費・安全局長通達）に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。 1 くん蒸施設 告示5の生産地における消毒を行うためのくん蒸施設は、次の条件を満足しているものと<u>されている</u>。 （1）～（5） [略] 2 くん蒸施設の調査 （1）植物防疫官は、告示5の生産地における消毒を行うためのくん蒸施設について、1及び2の条件を満足するものであることを確認するため、毎年、原則として、当該施設の使用開始前に調査を行うものとする。 ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。 （2）（1）の調査は、原則として、オーストラリア植物防疫機関が行う日本向けさくらんぼ生果実のくん蒸施設の指定のための調査と共同して行うものとする。 （3） [略] 3 検査及び消毒の実施の確認 （1）消毒の実施の確認 告示6の確認は、次により、原則として、オーストラリア植物防疫機関と共同して行うものとする。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）別表2の付表第44のオーストラリアのタスマニア産さくらんぼの生果実に係る植物検疫の実施については、平成十七年三月十日農林水産省告示第451号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 くん蒸施設 告示4の生産地における消毒のためのくん蒸施設は、次の条件を満足しているものと<u>された</u>。 （1）～（5） [略] 3 くん蒸施設及びこん包場所の調査 （1）植物防疫官は、告示4のくん蒸施設及び告示6の（2）のこん包場所について、それぞれ1及び2の条件を満足するものであることを確認するため、毎年、原則として、当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。 ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。 （2）（1）の調査は、原則として、オーストラリア連邦植物防疫機関が行う日本向けさくらんぼ生果実のくん蒸施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。 （3） [略] 4 検査及び消毒の実施の確認 （1）消毒の実施の確認 告示5の消毒の実施の確認は、次により、原則として、オーストラリア連邦植物防疫機関と共同して行うものとする。

ア 告示5の(2)によりくん蒸を実施する場合

(ア)～(ク) [略]

イ 告示5の(3)によりくん蒸を実施する場合

(ア)～(ウ) [略]

(2) 輸出検査の確認

ア 告示6の検査の実施の確認は、さくらんぼ生果実のこん包数の1パーセント以上について、オーストラリア植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にコドリングアがないことを確認することをもって行うものとする。

イ・ウ [略]

4 こん包施設

告示7のこん包施設は、オーストラリア植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しを行う場合には、別記様式により日本国植物防疫機関あてに通知されるものとされている。

5 表示

告示9の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

(1)・(2) [略]

6 輸入検査

ア 告示4の(2)によりくん蒸を実施する場合

(ア)～(ク) [略]

イ 告示4の(3)によりくん蒸を実施する場合

(ア)～(ウ) [略]

(2) 輸出検査の確認

ア 告示5の検査の実施の確認は、さくらんぼ生果実のこん包数の1パーセント以上について、オーストラリア連邦植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にコドリングアがないことを確認することをもって行うものとする。

イ・ウ [略]

2 こん包及びこん包場所

(1) こん包

告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとされた。

ア 通気孔に網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)が張られているこん包を使用すること。

イ 生果実をこん包に収納する前にポリエチレン製等のこん包材料(通気孔を設ける場合は、孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)で包み込んでいること。

ウ こん包又は束ねたこん包全体が網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)で覆われていること。

(2) こん包場所

消毒終了後にこん包される場合、告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満足しているものとされた。

ア くん蒸施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)が張られている等、コドリングアの侵入を防止するための設備があること。

イ 消毒済みのさくらんぼ生果実の専用こん包場所であること。

ウ 毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており、また必要に応じて消毒が行われること。

5 表示

告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされた。

(1)・(2) [略]

6 輸入検査

- (1) [略]
- (2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示8の封印がなされていない場合、告示9の表示がなされていない場合、又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。
- (3) [略]
- (4) コドリングが発見された場合には、次により措置するものとする。
- ア 当該荷口の全量の廃棄又は返送を指示すること。
- イ [略]

別記様式

指定こん包施設リスト（指定・取消）

指定番	設置場所	所有者名	指定年月日	備考

- (1) [略]
- (2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合、又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。
- (3) [略]
- (4) コドリングが発見された場合には、次により措置するものとする。
- ア 当該荷口の全量の廃棄又は返送を命ずること。
- イ [略]

(新設)